

# 警察庁新型インフルエンザ対応 業務継続計画

警察庁  
平成21年12月16日

## 目 次

第 1 章 総則	1
第 1 節 計画の目的	1
第 2 節 実施方針等	1
第 3 節 被害想定	2
第 2 章 実施体制	4
第 1 節 未発生期の体制	4
第 2 節 海外発生期の体制	4
第 3 節 国内発生期の体制	5
第 4 節 都道府県警察との連携	5
第 3 章 発生時継続業務等	5
第 1 節 業務継続の基本方針	5
第 2 節 新型インフルエンザ対策業務	5
第 3 節 一般継続業務	6
第 4 節 縮小・中断業務	6
第 4 章 業務継続のための執務体制の確立	6
第 1 節 新型インフルエンザ発生時の執務体制	6
第 2 節 人員計画	7
第 3 節 職員等の感染状況の把握	10
第 5 章 業務継続のための執務環境の整備	10
第 1 節 庁舎管理及び物資等の確保	10
第 2 節 情報通信の確保	11
第 3 節 医療体制の確保	11
第 6 章 感染防止の徹底	12
第 1 節 個人及び家庭での感染予防	12
第 2 節 職場における感染拡大防止策	12
第 3 節 発症者等への対応	13
第 4 節 来庁者への対応	13
第 7 章 業務継続計画の発動等	14
第 1 節 発動	14
第 2 節 状況に応じた対応	14
第 3 節 通常体制への復帰	14
第 8 章 業務継続計画の維持・管理等	14
第 1 節 公表・周知	14

第 2 節	教育・訓練 .....	15
第 3 節	点検・改善 .....	15

## 第1章 総則

### 第1節 計画の目的

新型インフルエンザは、過去、およそ10年から40年の周期で発生している。本年4月には、豚由来の新型インフルエンザ（H1N1型）が発生し、世界中で猛威をふるっているが、その一方で、近年、東南アジア等において高病原性鳥インフルエンザ（H5N1型）がトリからヒトに感染する事例が報告され、鳥由来の新型インフルエンザの発生も危ぐされている。この新型インフルエンザについては、ほとんどの人が免疫を持っていないため、これが発生した場合には、世界的な大流行（パンデミック）が起り、大きな健康被害とこれに伴う社会的・経済的影響が生じると懸念されている。

これに対し、警察庁では、政府の「新型インフルエンザ対策行動計画」（平成17年12月鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議策定。以下「政府行動計画」という。）を受けて、「警察庁新型インフルエンザ対策行動計画」（平成20年9月警察庁新型インフルエンザ対策委員会策定。以下「警察庁行動計画」という。）を策定したところである。新型インフルエンザの発生時においては、政府行動計画等に基づき、関係機関が一体となって行う取組みに積極的に参加して新型インフルエンザ対策業務を行うとともに、治安の確保に必要な警察活動を維持しつつ、各種混乱に伴う不測の事態にも的確に対処することとしている。

しかし、新型インフルエンザの流行時には、その感染力の強さから、職員及びその家族（以下「職員等」という。）の健康被害は避けられず、最大40%の欠勤者が出ることが想定されており、あらかじめ被害想定を踏まえた業務継続計画を策定しておくことが必要である。

この計画は、「新型インフルエンザ対応中央省庁業務継続ガイドライン」（平成21年8月7日新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議策定。以下「政府ガイドライン」という。）を踏まえ、新型インフルエンザの発生時においても、限られた人員の中で、警察庁がその機能を維持し、必要な業務を継続できるよう、発生した場合の社会・経済状況を想定し、必要な事項を定めるものである。

なお、この計画における新型インフルエンザについては、現在各国で感染が拡大しているH1N1型ではなく、より強毒なH5N1型等を想定している。

### 第2節 実施方針等

## 第1 実施方針

この計画の実施に当たっては、警察庁各局部が相互に連携し、新型インフルエンザの発生時における治安の確保に万全を期するとともに、関係省庁と積極的に連携し、政府全体の業務継続の推進に寄与するよう努める。

この計画を策定した場合、人員計画に定められた体制に移行した場合は、時機を逸することなく国家公安委員会に報告し、所要の指導等を受けるとともに、国家公安委員会を的確に補佐し、その権限に属させられた事務の迅速かつ適切な実施に努める。

## 第2 適用範囲等

この計画は、警察庁内部部局に適用する。附属機関及び地方機関については、この計画に準じた業務継続計画を策定し、相互に整合性を図る。

附属機関及び地方機関は、業務継続計画を策定した場合には、警備企画課に当該計画を送付する。業務継続計画を変更した場合も同様とする。

## 第3 他計画との関係

警察庁においては、首都直下地震対策大綱（平成17年9月中央防災会議決定）が対象とする地震を想定した「国家公安委員会・警察庁業務継続計画」（以下「首都直下型地震業務継続計画」という。）が策定されているが、新型インフルエンザの被害の態様やそれを踏まえた対応は首都直下型地震の場合とは異なることから、この計画は、首都直下型地震業務継続計画とは別個の業務継続計画として策定する。

### 第3節 被害想定

この計画は、政府行動計画及び政府ガイドラインで示された被害想定（表1及び表2参照）に基づき策定する。

ただし、新型インフルエンザの流行の規模や被害の程度は、出現した新型インフルエンザの病原性、感染力等に左右されるものであることから、新型インフルエンザの発生時には、被害の状況や事態の進行に応じて柔軟に対応する。

表 1 人的被害等想定

人的被害等想定	
発症率	全人口の25%が罹患
医療機関の受診者	1,300～2,500万人
死亡者	17～64万人（致死率0.53～2.0%）
流行	一つの流行の波が約2か月続き、その後流行の波が2～3回繰り返される
欠勤率	職員本人の罹患や罹患した家族の看病等のため、職員の最大40%程度が欠勤

表 2 社会・経済状況の想定

社会・経済状況の想定	
海外で発生の疑い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帰国者が増加</li> <li>・ 出張や旅行の自粛</li> <li>・ 国、自治体等への国民やマスコミからの問い合わせが増加</li> </ul>
第一段階（海外発生期）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帰国者の大幅増や検疫の強化により、国内の海空港で相当な混雑が発生</li> <li>・ 出張や旅行の自粛</li> <li>・ 国民の不安が増大し、国、自治体、保健所、医療機関等への国民やマスコミからの問い合わせが増加</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食料品・生活必需品に対する需要が増加</li> <li>・ マスク、消毒液等の需要が増加</li> </ul>
第二段階（国内発生早期）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発熱相談センターや119番に相談の電話が急増</li> <li>・ 国、自治体等への国民やマスコミからの問い合わせが急増</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生地域における学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、興行施設等不特定多数の者が集まる場を提供する事業の休業</li> <li>・ 発症者の濃厚接触者の外出自粛が要請され、出勤が困難になる事態も発生</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一部事業者で不要不急の事業を縮小・休止する動き</li> <li>・ 一部事業者で来訪者の入場制限、検温、手指消毒、マスク着用等を求める動き</li> <li>・ 需要の急減が予想される業種では、非正規労働者の雇い止め等が増加</li> </ul>

第三段階 (拡大期、まん 延期、回復期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 抗インフルエンザウイルス薬を求める患者多数が医療機関に来訪するなど、混乱が発生</li> <li>・ 業務資源(医師・看護師、医薬品、人工呼吸器等)の不足により、一部に診療を中止する医療機関が出現</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、興行施設等不特定多数の者が集まる場を提供する事業の休業等が全国に拡大</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共交通機関の運行はおおむね維持。利用者が減少した地域では、運行本数が減少</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電力、上下水道、ガス、電話等のライフラインはおおむね維持 政府の新型インフルエンザ対策上の目標であるが、事態が悪化した場合、供給が停止する可能性もある。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流通・物流の停滞、生産・輸入の減少により食料品・生活必需品の供給不足が発生するおそれ</li> <li>・ マスク等の個人防護具の購入が困難になる可能性</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染拡大に加え、学校・保育施設等の臨時休業や介護サービスの不足により、従業員の欠勤が増加(最大4割程度)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済活動が大幅に縮小、企業の経営破たんが増加、雇用失業情勢が悪化</li> </ul>
第四段階 (小康期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会が安定し始める</li> <li>・ 経済活動が一部正常化</li> </ul>

## 第2章 実施体制

### 第1節 未発生期の体制

未発生期は、「警察庁新型インフルエンザ対策委員会の設置について」(平成20年4月23日付け警察庁乙官発第5号等)により設置された警察庁新型インフルエンザ対策委員会において、新型インフルエンザが発生した場合に備え、各種対策を推進するとともに、必要に応じて、この計画の見直しを検討する。

### 第2節 海外発生期の体制

新型インフルエンザが海外で発生した場合には、緊急事態における警察庁の組織に関する訓令(平成17年警察庁訓令第6号)に定めるところにより警察庁新型インフルエンザ対策本部(以下「警察庁対策本部」という。)を設置し、国内発生に備えた準備を行う。

### 第3節 国内発生期の体制

新型インフルエンザが国内で発生した場合には、警察庁対策本部が中心となり、この計画で定められた事項を実施する。

### 第4節 都道府県警察との連携

新型インフルエンザが発生した場合には、都道府県警察と連携を強化し、都道府県警察が行う新型インフルエンザ対策業務の実施等に関し、必要な指示、指導等を行い、都道府県警察の業務継続を支援する。

## 第3章 発生時継続業務等

### 第1節 業務継続の基本方針

警察庁は、新型インフルエンザの発生時（以下特段の記述のない限り、「発生」とは国内における発生のことをいう。）においてもその機能を維持するため、新型インフルエンザの発生に伴う各種対策業務（以下「新型インフルエンザ対策業務」という。）を優先業務とするとともに、治安の確保のために縮小し、又は中断することが適当でない警察業務（以下「一般継続業務」という。）は継続する（以下両者を合わせて「発生時継続業務」という。）こととし、その他の業務（以下「縮小・中断業務」という。）は、縮小し、又は中断する。

### 第2節 新型インフルエンザ対策業務

警察庁行動計画で新型インフルエンザの国内発生時に取り組むこととしている業務であって、新たに発生し、又は業務量が増加するもの及び新型インフルエンザの発生に伴い緊急に対応する必要性が生じる業務を新型インフルエンザ対策業務とする。警察庁行動計画では、次の8項目を新型インフルエンザの国内発生時に実施するとしている（警察庁行動計画第3編第1章参照）。

実施体制の確立

感染拡大の防止

防疫措置の支援

水際対策の支援

新型インフルエンザの地域封じ込めの支援

医療活動の支援

多数死体取扱いに当たっての措置

社会秩序の維持

### 第3節 一般継続業務

#### 第1 一般継続業務

個人の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序の維持に必要な業務であって、一定期間、縮小し、又は中断することにより、治安や国民生活・経済活動に重大な影響を与えるため、まん延期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なものを一般継続業務とする。

また、新型インフルエンザによる被害は長期化することが考えられるため、組織の維持に必要な最低限求められる業務及び発生時継続業務を行うための環境を維持するための業務も一般継続業務とする。

主な一般継続業務は、別表1「業務の仕分け」のとおりとする。

#### 第2 一般継続業務についての留意事項

一般継続業務の実施に当たっては、感染拡大をできるだけ阻止するため、次の2点について留意する。

一般継続業務であっても、その緊急性及び必要性を検討し、早急に対応が必要でないものは縮小し、又は中断する。

業務内容や作業手順を精査し、より少ない人員で短時間で効率的に実施できるよう工夫する。

### 第4節 縮小・中断業務

#### 第1 縮小・中断業務

緊急に実施することが必須ではなく、一定期間大幅な縮小又は中断が可能な業務及び積極的に中断すべき業務を縮小・中断業務とする。

主な縮小・中断業務は、別表1「業務の仕分け」のとおりとする。

#### 第2 縮小・中断業務についての留意事項

縮小・中断業務であっても緊急に対応する必要があると認められる場合には、人員配分を調整の上、適切に対応する。

## 第4章 業務継続のための執務体制の確立

### 第1節 新型インフルエンザ発生時の執務体制

#### 第1 指揮命令系統の明確化

##### 1 幹部の感染リスクを低減するための方策

意思決定権者である幹部の感染リスクを低減するため、新型インフルエンザの発生時には、決裁の簡略化、対人距離の確保等の措置を講

じる。

## 2 幹部が罹患した場合の対応

### (1) 代理決裁

意思決定権者である幹部が新型インフルエンザに罹患するなどにより出勤が困難となった場合には、警察庁文書決裁規程（昭和34年警察庁訓令第10号）第7条に基づき、代理決裁を行う。

### (2) 電話等による報告

代理決裁を行った場合には、必要に応じて、電話・FAX等により本来の意思決定権者に報告する。

## 第2 業務継続実施責任者等

### 1 業務継続実施責任者

各課（課に準ずるものを含む。以下同じ。）に業務継続実施責任者を置き、各課の長をもって充てる。業務継続実施責任者は、新型インフルエンザの発生時に発生時継続業務を的確に継続するため、この計画に定められた業務を行う。

### 2 業務継続実施副責任者

各課に業務継続実施副責任者を置き、各課の理事官（理事官が不在の場合における各課の長が指定する課長補佐を含む。以下同じ。）をもって充てる。業務継続実施副責任者は、業務継続実施責任者を補佐し、業務継続実施責任者に事故があるときは、その業務を代行する。

## 第3 感染防止従事責任者

各課に感染防止従事責任者を置き、各課の理事官をもって充てる。感染防止従事責任者は、新型インフルエンザの発生時に職員の感染をできる限り防止するため、職員の健康管理及び感染予防並びに職場内における感染拡大防止に関する業務を行う。

## 第2節 人員計画

業務継続実施責任者は、業務の仕分けに基づき、あらかじめ課室係単位で発生時継続業務及びそれを実施するために最低限必要な人員を把握するとともに、業務の縮小又は中断により発生時継続業務に配分できる人員を把握し、人員計画を作成する。また、新型インフルエンザの発生時には、業務継続実施責任者は、人員計画を円滑に運用するとともに、感染リスクを軽減させる方策をとる。

## 第1 人員計画の作成等

業務継続実施責任者は、別表2「人員計画」を作成する。人員計画では、職員の40%が欠勤することを前提とした上で、発生時継続業務を継続するために必要な人員を所属内で確保する。この際に業務継続実施責任者は、次の2点に留意する。

専門知識が必要な業務に当たる職員の有無を確認し、該当する職員がいる場合は、その代替職員又は代替方法についてあらかじめ決めておく。

家族の看病等により出勤が困難になる可能性がある者を把握する。

また、業務継続実施責任者は、第3に掲げる感染リスクを軽減するための勤務体制を検討するものとする。

業務継続実施責任者は、人員計画を作成した際は、当該計画を警備企画課に送付する。人員計画を変更した場合も同様とする。

## 第2 人員計画の運用

### 1 未発生期

業務継続実施責任者は、課室係単位で発生時継続業務に必要な人員を把握するとともに、業務の縮小又は中断により発生時継続業務に配分できる人員を把握する。

業務継続実施責任者は、各業務資料の整理と共有化を図り、発生時継続業務を担当する職員が欠勤した場合でも、他の職員が速やかに業務を引き継ぎ、継続できるよう、教育・訓練を実施する。

### 2 海外発生期

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザが海外で発生した場合には、発生時継続業務、必要人員等を確認し、国内発生に備えて、具体的な人員配分等を検討する。

業務継続実施責任者は、必要人員及び具体的な人員配分を各局部庶務担当課に通知する。

### 3 国内発生期

業務継続実施責任者は、警察庁対策本部の決定を経て、直ちに人員計画に定められた体制に移行する。

業務継続実施責任者は、必要に応じて、各局部庶務担当課又は人事課の協力を得て、局部内又は庁内で職員の相互の調整を行う。この場合においては、新型インフルエンザ対策業務が確実に実施できるよう、各所属における新型インフルエンザ対策業務の業務量を優先的に考慮

するとともに、各所属における一般継続業務の業務量も考慮するものとする。

業務継続実施責任者は、職員に対し、人員計画に定められた体制に移行した後に担当すべき業務を指示する。

#### 4 留意事項

業務継続実施責任者は、国内発生期には、少ない人員で業務を行わざるを得なくなることから、感染防止従事責任者と共に、長時間労働による過労や精神的ストレスにより職員が健康を害することにならないよう留意する。

### 第3 感染リスクを軽減する勤務体制

#### 1 出勤方法

##### (1) 徒歩又は自転車による出勤

新型インフルエンザの発生時には、警察庁対策本部の決定により、自転車による出勤を可能とする。

業務継続実施責任者は、徒歩・自転車出勤が可能な職員に対し、徒歩・自転車出勤を要請する。自転車出勤をする職員は、あらかじめ指定された場所に駐輪することとし、徒歩・自転車出勤を行う職員は、必要に応じて、通勤方法に関する手続を行う。

##### (2) 時差出勤

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザの発生時には、公共交通機関における感染リスクが高まることから、その発生状況等を勘案し、必要と認められる職員について警察庁職員の服務に関する訓令（昭和34年警察庁訓令第4号）第8条第6項に基づき、勤務時間等を別に定めて時差出勤をさせるなど、通勤途上における感染リスクを減らすための措置を講じる。

#### 2 勤務形態

業務継続実施責任者は、課室係内において班を編制し、必要に応じて、時差出勤を活用して班ごとに勤務時間を指定する班交替制勤務の導入等も検討する（政府ガイドライン参考資料参照）。

#### 3 勤務場所

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザの発生時には、必要に応じて、勤務場所を職員の自宅近くの官署に変更することを検討する。

#### 4 執務室

業務継続実施副責任者は、執務室内を整頓するとともに、新型イン

フルエンザの発生状況等を勘案の上、可能な限り対人距離をとれるよう机を配置し、また、職員にマスクを着用させるなど、感染拡大防止措置を講じる。

#### 5 警察庁対策本部要員

警察庁対策本部要員は、原則として、各執務室において新型インフルエンザ対策業務を行うものとする。ただし、警察庁対策本部長は、庁内における発生状況等を考慮して必要と認められる場合には、警察庁対策本部要員のうち必要な要員を招集し、総合対策室において新型インフルエンザ対策業務を行わせる。

### 第3節 職員等の感染状況の把握

新型インフルエンザの発生時には、職員等の新型インフルエンザ感染状況を把握するものとし、その手順については、次のとおりとする。

新型インフルエンザの発生が確認された以降、職員等は、朝、自宅で検温し、発熱がみられないことを確認するとともに、インフルエンザ様症状がある場合は、発熱相談センター、保健所等に設置された相談窓口（以下「発熱相談センター等」という。）に連絡を入れ、相談する。

職員等が、発熱相談センター等において、発熱外来、指定医療機関等（以下「発熱外来等」という。）での受診を指示され、診察の結果、新型インフルエンザの疑いがあると診断された場合には、職員は、速やかに所属の感染防止従事責任者に報告する。

感染防止従事責任者は、職員からの報告を受けたときは、速やかに給与厚生課に報告する。

## 第5章 業務継続のための執務環境の整備

### 第1節 庁舎管理及び物資等の確保

#### 第1 庁舎管理

##### 1 入庁管理

会計課は、新型インフルエンザの発生時には、庁舎内における感染拡大を防止するため、入庁者に対し庁舎入口における手指消毒及びマスク着用を促すとともに、庁舎入口においてサーモグラフィーを活用するなどにより、発熱等の症状を有する者の入庁を制限する。

##### 2 庁舎利用の制限

会計課は、新型インフルエンザの発生時には、各種業務を継続するために必要な庁舎内施設の利用制限を行う。

### 3 事業者への要請

会計課は、庁舎の機能維持に必要な警備、清掃、各種設備の保守・点検等を行う事業者に対し、業務継続に向けた協力を要請する。

## 第2 物資等の確保

### 1 備蓄食料の管理

会計課は、新型インフルエンザの発生時において食料が入手困難となる場合に備え、備蓄食料の適切な管理を図る。

### 2 感染防護資機材・消耗品等の確保

会計課は、感染防護資機材の適正管理に努めるとともに、関係所属は会計課と相互に調整を図り、業務継続に必要な消耗品等の確保に努める。

## 第2節 情報通信の確保

### 第1 通信の確保

情報通信局は、各種事案発生時において、迅速・的確な指揮命令や現場の状況把握に必要な通信を円滑に確保するため、対策室の立ち上げや各都道府県情報通信部、関係機関等との連絡調整等を行う担当職員の代替職員を複数人指名する。また、関係事業者等との連絡要領や窓口を手順書等で明確化し、代替職員以外の職員にも広く周知しておくなど、担当職員の不在に対応した体制の確保を図る。

### 第2 情報システムの維持

情報通信局は、各種情報システムを適切に運用するため、担当職員の不在に備えた定型的な業務の手順書の作成、各種情報システムの操作方法の教養等を実施する。また、各種情報システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、新型インフルエンザの流行時においても早期に障害から復旧できるよう、関係事業者等との連絡体制を整備するとともに、関係事業者等と連携した障害の対処体制を確保する。

## 第3節 医療体制の確保

給与厚生課は、発熱相談センター等の設置状況を確認し、職員等へ周知するとともに、職場に新型インフルエンザ様症状を有する者（以下「職場内発症者」という。）が出た場合に備え、警察庁診療所と受診方法、医薬

品の備蓄等について調整する。

## 第6章 感染防止の徹底

### 第1節 個人及び家庭での感染予防

#### 第1 基本的な感染防止対策

職員等の基本的な感染防止対策は、次のとおりとする。

咳エチケット、手洗い及びうがいを徹底する。

外出に当たっては、人混みをなるべく避け、混み合った場所、特に屋内や乗り物など換気が不十分で閉鎖的な場所に入るときにはマスク（不織布製）を着用するよう努める。

マスクについてはいつでも着用できるように準備し、咳、くしゃみ、鼻水等の症状がみられた場合は、速やかに着用する。

#### 第2 感染予防の周知徹底

給与厚生課は、新型インフルエンザ感染予防のための基本的措置について、具体的な措置内容を記載した資料を配付するなどにより、職員等に対する周知を徹底する。

#### 第3 マスク等の配布

給与厚生課は、職員等の新型インフルエンザ感染予防のため、警察共済組合、親睦会等と連携して必要なマスク等を配布するよう努める。

### 第2節 職場における感染拡大防止策

職場における感染拡大防止を徹底するため、次の措置をとる。

職員は、出勤前に検温し、発熱等のインフルエンザ様症状がみられた場合、いかなる理由があっても出勤しないものとする。

庁舎入口において、サーモグラフィーを活用する。

庁舎入口等に設置する消毒剤により、必ず手指消毒を実施する。

職場における手洗い、うがいを励行し、咳エチケットを徹底する。

消毒に必要な消毒液等を配備しておく。

机のレイアウトの変更やパーティションの設置等により対人距離を保持する。

食事時間に時差を設ける。

対面による会議を極力避け、電話会議等を実施する。

### 第3節 発症者等への対応

#### 第1 職場内発症者が出た場合の措置

職場内発症者が出た場合の措置は、次のとおりとする。

感染防止従事責任者は、発症者が出た旨を、速やかに給与厚生課に報告するとともに、発症者及び発症者と濃厚接触した職員にマスクを着用させる。

発症者に対応する職員に、感染防護資機材を着用させる。

発症者を警察庁診療所仮控室に移動させ、発熱相談センター等の指示に従い、発熱外来等へ搬送するほか、必要に応じて、同診療所において診療を受けさせる。

消毒液等を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等発症者が接触した可能性のある箇所の消毒を実施する。

発症者と濃厚接触した職員については、発熱相談センター等の指示に従い対応する。

#### 第2 職員の発症等に関する休暇の取扱い

##### 1 インフルエンザ様症状を呈する場合

病気休暇を取得する。

##### 2 濃厚接触者として、検疫法（昭和26年法律第201号）の規定に基づく停留又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定に基づく外出自粛要請等の措置を受けている場合

人事院規則15 - 14第22条第1項第16号に基づく特別休暇（非常勤職員にあっては、人事院規則15 - 15第4条第1項第3号の休暇）を取得する。

##### 3 保育所等の臨時休業による子等の世話のため出勤ができない場合

原則として、年次休暇を取得する。

##### 4 休暇取得の指導

感染防止従事責任者は、1又は2に該当する職員を認知した場合には、それぞれに該当する休暇を取得するよう、指導する。

### 第4節 来庁者への対応

#### 第1 入庁管理

新型インフルエンザの発生時には、庁舎内における感染拡大を防止す

るため、来庁者に対し庁舎入口における手指消毒及びマスク着用を促すとともに、庁舎入口においてサーモグラフィーを活用するなどにより、発熱等の症状を有する者の入庁を制限する。

## 第2 面談場所等の確保

新型インフルエンザの発生時には、庁舎の利用制限を行い、会議室を来庁者との面談場所に指定するなど、庁舎内における感染の拡大防止に努める。

## 第7章 業務継続計画の発動等

### 第1節 発動

原則として、政府の新型インフルエンザ対策本部が第二段階（国内発生早期）を宣言した場合に、警察庁対策本部を開催し、速やかに人員計画に定められた体制等に移行する。この場合には、内閣官房に置かれた新型インフルエンザ対策本部事務局と緊密な連携を図る。

新型インフルエンザの発生の初期段階であり、発生した新型インフルエンザの重篤性、感染力等が明らかでない場合であっても、発生時継続業務以外の業務で感染リスクの高いものは早期に縮小し、又は中断し、感染リスクを軽減していく。

### 第2節 状況に応じた対応

業務継続実施責任者は、事態の進展に応じ、この計画に沿って、人員体制等を変更する。その際、業務継続実施責任者は、業務遂行上生じた問題等について情報を集約し、課内において、又は関係課と必要な調整を行う。

### 第3節 通常体制への復帰

原則として、政府の新型インフルエンザ対策本部が第四段階（小康期）に入ったことを宣言した場合に、警察庁対策本部を開催して通常体制への復帰を決定する。

小康期に入った後も、流行の第二波、第三波が来る可能性があることから、状況に応じ、感染防止策を継続する。

## 第8章 業務継続計画の維持・管理等

### 第1節 公表・周知

この計画は公表する。また、警察庁のウェブサイトに掲載するなどによ

り、この計画について国民の理解を求めることとする。

## 第2節 教育・訓練

業務継続実施責任者は、職員に対し、新型インフルエンザの発生時の対応について周知するとともに、定期的に教育・訓練を行う。

訓練を行うに当たっては、欠勤率が高まった場合の対応や職場内発症者が出た場合の対応等について業務継続計画を確認し、改善点等の課題を分析する。

## 第3節 点検・改善

新型インフルエンザに関する新しい知見が得られた場合、警察庁新型インフルエンザ対策行動計画が改正された場合、訓練等を通じてこの計画の問題点が明らかになった場合等には、必要に応じ、この計画の改正を行う。

業務継続実施責任者は、職員の異動状況を踏まえ、人員計画の必要な修正を行う。

## 業務の仕分け

【長官官房】

	業 務 内 容
一般継続業務	国家公安委員会の会議関連業務
	関係都道府県警察、関係機関との連絡・調整
	広報対応を始めとする市民等への情報伝達
	留置管理業務
	個人情報の保護及び情報公開
	当直体制の確認・確保
	組織関連業務
	職員の人事及び定員関連業務
	職員の勤務制度関連業務
	退職手当関連業務
	監察関連業務(非違事案の調査、処分等に限る。)
	予算、決算及び会計
	警察装備関連業務
	災害補償関連業務
	犯罪被害者等給付金等関連業務
	職員の臨時健康診断その他保健関連業務
	給与関連業務
庶務関連業務	
縮小・中断業務	各種統計業務
	専科教養・研修・訓練等
	訟務対応
	警察表彰関連業務
	福利厚生関連業務
	被疑者取調べ監督関連業務
	政策評価関連業務
	警察教養関連業務
	警察職員の採用関連業務
	監察関連業務(非違事案の調査、処分等を除く。)
	人事評価関連業務
	被害者支援関連業務
	国際関連業務

# 業務の仕分け

【生活安全局】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	関係都道府県警察、関係機関との連絡・調整
	広報対応を始めとする市民等への情報伝達
	犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関する業務
	犯罪の予防一般
	警備業法関連業務
	警察安全相談関連業務
	酩酊者、家出人、迷子その他応急の救護を要する者の保護
	児童虐待及び少年を被害者とする犯罪の防止及び被害少年の保護
	警察通信指令関連業務
	地域警察官の行う街頭活動関連業務
	水上警察関連業務
	鉄道警察関連業務
	警ら用無線自動車、警察用船舶及び警察用航空機の運用関連業務
	水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助関連業務
	遺失・拾得関連業務
	火薬類の運搬及び取締り
	核燃料物質等、放射性同位元素等、特定物質及び届出対象病原体等の運搬関連業務
	銃砲刀剣類所持等取締法関連業務(許可関連業務を除く。)
	重大サイバー犯罪等関連業務
	インターネット上の違法情報、有害情報関連業務
	ストーカー行為等の規制等に関する法律関連業務
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律関連業務
	生活安全関連法令違反事犯の取締り
	債権管理回収業に関する特別措置法の規定に基づく意見の陳述その他の活動に関する業務(暴力団対策に該当しないものに限る。)
	庶務関連業務
	縮 小 ・ 中 断 業 務
予算・組織要求	
情報公開及び個人情報の保護	
専科教養・研修・訓練等	
訟務対応	
福利厚生関連業務	
生活安全警察に関する法令の調査及び研究	
生活安全警察に関する資料の調査、収集及び管理	
巡回連絡関連業務	
古物営業の許可等営業に関する許可・届出等関連業務	

## 業 務 の 仕 分 け

【刑事局・組織犯罪対策部】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	関係都道府県警察、関係機関との連絡・調整
	広報対応を始めとする市民等への情報伝達
	暴力団対策
	薬物銃器事犯の取締り
	国際捜査共助及び国際犯罪捜査
	マネー・ローンダリング対策
	その他社会的反響が大きく、警察庁の指導・調整が必要となる犯罪の捜査に関する業務
	捜査共助に関する業務
	犯罪鑑識関連業務
	各種照会業務の運用に関する業務
	庶務関連業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	各種統計業務
	予算・組織要求
	情報公開及び個人情報の保護
	専科教養・研修・訓練等
	訟務対応
	福利厚生関連業務
	刊行物等の資料作成・管理
	刑事資料の調査、収集及び管理
	各種指導・法令関係等業務

# 業 務 の 仕 分 け

【交通局】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	都道府県警察、関係機関との連絡・調整
	広報対応を始めとする市民等への情報伝達
	交通規制の実施に関する業務
	交通情報に関する業務
	交通指導取締りに関する業務
	運転者管理システムの運用に関する業務
	交通事故事件捜査に関する業務
	庶務関連業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	各種統計業務
	予算・組織要求
	情報公開及び個人情報の保護
	専科教養・研修・訓練等
	訟務対応
	福利厚生関連業務
	交通関係法令の調査・研究
	刊行物等の資料作成・管理
	交通安全教育
	交通安全関係団体等に対する指導等
	交通事故防止対策に関する業務
	運転免許関連事務

## 業 務 の 仕 分 け

【警備局・外事情報部】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	都道府県警察、関係機関との連絡・調整
	広報対応を始めとする市民等への情報伝達
	警備情報の収集、分析・調査
	警備犯罪の取締り
	「テロ、ゲリラ」事件等重大事案が発生した際の対処及び関連情報の収集・分析
	警備実施・警衛・警護
	外国人に係る警備情報の収集、分析・調査
	外国人に係る警備犯罪の取締り
	テロリストの侵入を防止するための水際対策
	庶務関連業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	各種統計業務
	予算・組織要求
	情報公開及び個人情報の保護
	専科教養・研修・訓練等
	訟務対応
	福利厚生関連業務
	警備関係法令の調査・研究
	刊行物等の資料作成・管理

# 業 務 の 仕 分 け

【情報通信局】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	関係都道府県警察、関係機関との連絡・調整
	広報対応を始めとする市民等への情報伝達
	通信統制業務
	管理換え業務
	国際機動警察通信体制の運用
	警備、捜査等の通信運用の実施等
	通信運用業務の指導等
	情報管理システムの管理、運用関連業務
	情報セキュリティ侵害事案等発生時の対応
	警察通信施設の重要障害への対応
	都道府県警察に対する技術支援業務
	サイバーテロに係る緊急対処・予兆把握関連業務
	国際的な通信システムの運用・管理に係る業務
	庶務関連業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	各種統計業務
	予算・組織要求
	情報公開及び個人情報の保護
	専科教養・研修・訓練等
	訟務対応
	福利厚生関連業務
	刊行物等の資料作成・管理
	機動警察通信隊の編成等の定例的な指導・調整
	情報システム整備関連業務
	通信施設整備関連業務
	サイバーテロに係る平時の情報の収集、分析及び重要インフラ事業者等との一般的な情報交換等の実施

人員計画

所属【 課】	担当業務	人員					業務 仕分け	必要最低人員					技術 資格	出勤 困難職員	備考( が要の場合の代替要員又は の出勤が困難となる可能性のある職員等)
		計	補佐	係長以下				計	補佐	係長以下					
				小計	警察官	職員				小計	警察官	職員			
管理職															
係															
係															
係															
係															

網掛け部分には、入力しないこと。

については、「継続」、「縮小・中断」を選択

については、通訳、資格が必要な業務等他の職員では対応が困難である場合のみ「要」を選択

については、家族の看病等により、出勤が困難になる可能性がある職員が担当している場合には、対象となる職員の人数を記入

備考欄には、 が「要」の場合の代替要員、 の対象職員及びその他確保人員の配置方針等を記入

**必要最低人員(B)と新型インフルエンザ対策業務に計上する人員(C)の合計人員が所属人員(A)の6割以下となるように計画する。**

所属人員(A)				
計 (管理職含む)	補佐	係長以下		
		小計	警察官	職員

必要最低人員(B)				
計 (管理職含む)	補佐	係長以下		
		小計	警察官	職員

必要最低人員確保率 (B + C) / A
%

新型インフルエンザ対策業務に従事する人員(C)				
計	補佐	係長以下		
		小計	警察官	職員